通所介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供 に努めます。

2. 事業所の内容

(1) 運営主体

[法人名•代表者氏名] 社会福祉法人 白熊会 •理事長 小田 卓

[所在地·電話番号] 福岡市城南区別府7丁目5-45·092-831-8521

「設立年月」 平成16年8月9日

(2) 拠点施設(併設母体)

[施設名・代表者氏名] 特別養護老人ホーム 白熊園・施設長 川原 瞳

[所在地·電話番号] 福岡市城南区別府7丁目5-45·092-831-8562

[開設年月日] 平成17 (2005) 年10月1日

(3) 事業所の概要

[事業所名] 通所介護事業所 白熊園デイサービスセンター

[指定番号] 第4071300901号(平成18年4月1日 福岡県指定)

[所在地] 福岡市城南区別府7丁目5-45

[管理者の氏名] 山中 正弘

[電話·FAX] 092-831-8583·092-831-8575

[サービスを提供する地域] 福岡市城南区及び中央区・早良区・南区の一部(【別表】参照) とし、その他の地域は相談に応じます。

[利用定員] 30名

[基本理念] 人と人、人と情報、人とサービスを繋げ誰もが暮らしやすいまちづくりを 行います。

[運営方針]

- 1 高齢者の人権の尊重と順法精神を持って職務に努めます。
- 2 高齢者の自立支援のため、介護専門職として知識と技術の研鑽に努めます。
- 3 家庭的な雰囲気を大切にし、清潔と安全な生活に努めます。
- 4 個人のプライバシーを守り、ご利用者同士が互いに仲良く自律的な生活が過ごせるように努めます。
- 5 地域に根ざした施設として地域住民との交流を図り、ボランティア活動を推進します。

(4) 事業所の従業者体制

職 種 職員数 職務の内容

管理者 1名 事業所の管理及び業務の管理を行う。

生活相談員 2名(常勤1以上) ご利用者の生活相談・援助、サービス利用計画作成に 関すること。

介護職員 4名以上(常勤1以上・非常勤1以上)ご利用者の生活介護に関すること。

看護職員 1名以上(常勤1・他1兼務)ご利用者の看護及び保健衛生、健康管理に 関すること。

機能訓練指導員 2名以上(1名は兼務)ご利用者の機能訓練に関すること。管理栄養士 1名以上(併設兼務) ご利用者の食事や栄養管理に関すること。

(5) 設備の概要

〇食堂・リビング

中庭に面して明るく、ご利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂・リビングを 設けています。

〇機能訓練室

ご利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

○浴 室

身体状況に応じて、大型浴槽、個人浴槽(リフト付)を設けています。

〇トイレ洗面

トイレ(ウォシュレット付)・トイレ内洗面台・リビング洗面台を設置。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けています。

(6) 定員及び営業時間帯

定員営業時間帯サービス提供時間月~土曜日30名9時00分~18時00分9時45分~17時00分

3. サービスの内容

- (1) 送迎
 - ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
 - ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。
 - ③ 場合により、運転手以外の介護職員を配置します。
- (2) 食事

ご利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

複数の種類の機能訓練項目の中からご利用者に訓練の項目を選択していただき、機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に項目 ごとのグループに分かれて機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

- (6) レクリエーション
 - ① 当事業所及び併設施設において実施される行事等に参加することができます。
 - ② 行事によっては、別途参加料(材料代等の実費)がかかるものもあります。
- (7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであると きは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

<介護報酬告示額>

基本料金・加算料金(1日当たり)・・・【料金表】のとおり

くその他の費用>

(1) 食事の提供に要する費用

600円(昼食)・100円(おやつ)

- (2) 通常の事業の実施地域を越えた送迎料金
 - 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道3km 未満

· · · 500円

- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道3km 以上5km 未満・・・1,000円
- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km 以上 ・・・1km毎に250円加算
- (3) 複写物の交付

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円

(4) 日常生活費

ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるもの。

- おむつ代(パット、紙パンツ等含む)
- 実費(1枚20円~100円程度)
- ・入浴タオル、バスタオル貸出 : 150円
- (5) キャンセル料
 - a. 計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受ける場合がございます。

但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用前日までに利用中止のご連絡を頂いた場合

無料

- ・利用前日までに利用中止のご連絡を頂かなかった場合
- b. 食事を中止する場合は、前日までにご連絡を頂いた場合は無料、その後は通常の料金が 発生します。

<支払い方法> <契約書 第10条>

利用料は、ご利用の月毎に翌月15日までに請求いたします。お支払いは以下の方法によります。

① 金融機関より口座振替・自動払い込み

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出をお願いします。

毎月27日に指定口座より自動引落しとなります。なお、手数料のご負担はありません。

② 振込による支払い

請求のあった月末までに、当法人の指定口座へお振込ください。振込依頼者名はご利用者名でお願いします。なお、振込手数料はご負担ください。

+15.00+15	金融機関	口座名	□座種類・番号
指定振	ぶるかぎんこう 福岡銀行	しゃかいふくしほうじん しろくまかい 社会福祉法人 白熊会	ふつうよきん 普通預金
込口座	ほんてんえいぎょうぶ 本店営業部		5081847

③ 現金による支払い

事務所窓口で受け付けます。請求のあった月末までにお支払いください。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者又はそのご家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②ご利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④事業所内は全館禁煙です。
- ⑤従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、

 お受けできません。
- ⑥サービス利用の中止又は変更は、極力、サービス実施日の前日までに申し出てください。
- ⑦貴金属の紛失につきましては原則、責任を負いかねます。極力、持参はお控えください。
- ⑧施設の駐車場で起きた事故、破損盗難等につきましては一切責任を負いません。
- ⑨従業者に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)は禁止します。 例:紙コップを投げつける/蹴る/嘩を吐く
- ⑩従業者に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)は禁止します。例:大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求。
- ⑪従業者に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、 性的いやがらせ行為、意図的な身体への接触、性的発言)は禁止します。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回ご利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等への連絡、救急車要請等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保守します。 また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. ご利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。 ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びその ご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口〈契約書 第16条〉

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情相談解決責任者 白熊園デイサービスセンター 管理者 山中 正弘

苦情受付窓口担当者: 生活相談員: 小鷹 茜

受付時間:月~土曜日 9時00分~18時00分

受付方法: TELO92-831-8583 • FAXO92-831-8575

苦情受付ボックス(ご意見箱)を2階エレベーター横、1階受付カウンターに設置しています。 ※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

福岡市 • 城南区役所福祉 • 介護保険課

所在地 : 福岡市城南区鳥飼6-1-1 電話番号: 092(833)4102

受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日を除く)

福岡市 • 中央区役所福祉 • 介護保険課

所在地 : 福岡市中央区大名2-5-31 電話番号: 092(718) 1099

受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日を除く)

福岡市•早良区役所福祉•介護保険課

所在地 : 福岡市早良区百道2-1-1 電話番号: 092(833)4352

受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日を除く)

福岡市•南区役所福祉•介護保険課

所在地 : 福岡市南区塩原3-25-1 電話番号: 092(559)5121

受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日を除く)

(ご利用者の保険者が上記以外の場合)

機関名:				<u> </u>	
所在地:				電話番号:	
受付時間:	:	\sim	:	(土日、祝日を除く)	

福岡県国民健康保険団体連合会

所在地 : 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号: 092(642)7813

受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日を除く)

福岡県社会福祉協議会

所在地 : 春日市原町3-1-7 電話番号: 092(584)3377

受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日を除く)

※苦情処理第三者委員

氏名:本田 あけみ 住所:福岡市城南区別府4丁目13-29-209 電話番号:092(844)2189

氏名: 水田 紘一 住所: 福岡市城南区茶山1丁目2-50 電話番号: 092(844)2313

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

13. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有・ 無

14. 協力医療機関等

事業者は、次項の【協力医療機関一覧】に掲げた医療機関や歯科診療所に協力をいただき、 ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(但し、 協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。又、協力医療機関 での診療や・入院治療を義務づけるものでもありません。)

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

【協力医療機関一覧】

協力医療機関			
名称	医療法人 寺沢病院 電話 521-1381		
所在地	〒815-0184 福岡市南区市崎 1-14-11		
診療科	内科・小児科・循環器科・消化器科・呼吸器科・リハビリテーション科		
名称	医療法人財団博愛会 博愛会病院 電話 741-2626		
所在地	〒810-0034 福岡市中央区笹丘 1-28-25		
診療科	内科・外科・整形外科・呼吸器科・消化器科・循環器科・泌尿器科・肛門科・リ ハビリテーション科・リウマチ科		
名称	医療法人社団江頭会 さくら病院 電話 864-1212		
所在地	〒814-0143 福岡市城南区南片江 6-2-32		
診療科	内科・胃腸科・神経科・循環器科・診療内科・呼吸器科・麻酔科・放射線科・アールボー科・リウマチ科・リハビリテーション科		
名称	医療法人弘医会 福岡鳥飼病院 電話831-6031		
所在地	〒814-0103 福岡市城南区鳥飼 6-8-5		
診療科	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・泌尿器科・外科・整形外科・放射線科・ 脳神経科・小児科・婦人科		
名称	医療法人社団誠仁会 夫婦石病院 電話 566-7061		
所在地	〒811-1355 福岡市南区大字桧原 853-9		
診療科	内科・リハビリテーション科		
名称	社会医療法人大成会 福岡記念病院 電話 821-4731		
所在地	〒814-8525 福岡市早良区西新 1-1-35		
診療科	内科・精神科・神経科・循環器科・脳神経外科・呼吸器科・婦人科・放射線科・ リハビリテーション科		
名称	医療法人福西会福西会病院 電話 861-2780		
所在地	〒814-0171 福岡市早良区野芥 1-2-36		
診療科	内科・外科・神経内科・消化器科・リウマチ科・肛門科・呼吸器科・放射線科・ リハビリテーション科・循環器科・胃腸科		

名称	内藤胃腸科外科クリニック	電話 845-7110	
所在地	〒814-0104 福岡市城南区別府 7-7-30		
診療科	胃腸科・外科・呼吸器科・リハビリテーション科		
名称	おざき眼科	電話 833-8171	
所在地	〒814-0104 福岡市城南区別府 3-2-10 千萬喜ビ	:ル1F	
診療科	眼科		
名称	はつき心療クリニック	電話 822-3237	
所在地	〒814-0151 福岡市城南区別府 3-9-34-1 階		
診療科	心療内科・精神科		
名称	進藤整形外科クリニック	電話 866-1660	
所在地	〒814-0111 福岡市城南区茶山 5-2-6		
診療科	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科		
名称	むらやま泌尿器科クリニック	電話 874-0020	
所在地	〒814-0133 福岡市城南区七隈 7-2-1		
診療科	泌尿器科、性病科		
協力歯科医療機関			
名称	医療法人五洋会 前田歯科クリニック	電話 771-3774	
所在地	〒810-0044 福岡市中央六本松 4-9-12		

【送迎範囲】

城南区	全域
早良区	曙、荒江、有田、飯倉、賀茂 1・4 丁目、小田部、城西、昭代、次郎丸 1・2
	丁目、高取、西新、野芥 1・2 丁目、原、原団地、藤崎、星野原団地、
	南庄、室住団地、室見、百道、百道浜、弥生
中央区	赤坂、荒戸、今川、大手門、大濠、小笹、草香江、警固 2・3 丁目、古小鳥
	町、桜坂、笹丘、地行、地行浜 1 丁目、谷、輝国、唐人町、鳥飼、梅光園、
	平尾2~5丁目、平丘町、平尾浄水町、平和、舞鶴3丁目、薬院2・4丁目、
	薬院伊福町、六本松、御所ヶ谷
南区	長丘、平和

15. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。